
食品添加物表示の現状の整理と 今後の方向

2020年 3月 12日

一社) Food Communication Compass

森田 満樹

本日の話

1. 食品添加物表示の現状の整理
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 今後の方向

現在の食品添加物表示のルール

1. 物質名が基本（簡略名、類別名も可）

使用した食品添加物は物質名で表示。また、一般に広く使用されている名称（簡略名）や、物質の化学構造等から類別した名称（類別名）も可能

2. 用途名併記（8種類）

消費者の関心の高い添加物について、物質名のほか用途名を併記

3. 一括名で表示可（14種類）

複数の組み合わせで効果を発揮するもの、食品中に常在する成分であるものは、一括名表示も可能

4. 表示免除(3種類)

(1) 加工助剤

(2) キャリーオーバー

(3) 栄養強化目的で使用された食品添加物

日本の食品添加物表示制度は、その用途や特徴に応じて
できるだけわかりやすく伝わるように工夫されてきた

現在の食品添加物表示制度

○ 原則として、使用した全ての添加物を「物質名※¹」で食品に表示。

表示例

原材料名：小麦粉、砂糖、植物油脂（大豆を含む）、鶏卵、アーモンド、バター、

異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉

添加物※²：ソルビトール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料（カラメル、カロテン）、

酸化防止剤（ビタミンE、ビタミンC）

＜例外＞

一括名表示

用途名併記

添加物表示部分

添加物表示の例外

一括名で表示可	複数の組合せで効果を発揮することが多く、個々の成分まで全てを表示する必要性が低いと考えられる添加物や、食品中にも常在する成分であるため、一括名で表示しても表示の目的を達成できるために認められている。ただし、次長通知において列挙した添加物を、示した定義にかなう用途で用いる場合に限る。 例：飲み下さないガムベース、通常は多くの組合せで使用され添加量が微量である香料、主に調味料として使用されるアミノ酸のように食品中にも常在成分として存在するもの等	イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤、チューインガム軟化剤
用途名併記	消費者の関心が高い添加物について、使用目的や効果を表示することで、消費者の理解を得やすいと考えられるものは、用途名を併記する。 例：甘味料（サッカリンNa）、着色料（赤色3号）、保存料（ソルビン酸）	甘味料、着色料、保存料、増粘剤、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤
表示不要	最終食品に残存していない添加物や、残存してもその量が少いため最終食品に効果を発揮せず期待もされていない添加物等については、表示が不要。	加工助剤、キャリアオーバー、栄養強化の目的で使用※³

※¹ 物質名は、簡略名等を用いることができる。

※² 原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

※³ 特別用途食品、機能性表示食品については表示が必要。また、食品表示基準別表第4で別途定める表示を要する食品もある。

食品添加物の表示例

原材料名のスラッシュ（／）以降が
食品添加物の表示

名 称	即席袋めん
原材料名	油揚げめん(小麦粉、植物油、しょうゆ、食塩、チキンエキス、香辛料、糖類、たん白加水分解物、卵粉、デキストリン、香味調味料、オニオンパウダー)／加工でん粉、調味料(アミノ酸等)、炭酸Ca、かんすい、酸化防止剤(ビタミンE)、ビタミンB2、ビタミンB1。(一部に小麦・卵・乳成分・ごま・大豆・鶏肉を含む)
内 容 量	85g
賞味期限	枠外右下部に表示
保存方法	においが強いもののそばや直射日光を避け、常温で保存してください
日 大 型	

- 加工でん粉
→簡略名
- 調味料（アミノ酸等）
→一括名で表示
- 炭酸Ca
→簡略名
- かんすい
→一括名で表示
- 酸化防止剤（ビタミンE）
→用途名併記
- ビタミンB2、ビタミンB1
→栄養強化目的の添加物
（表示免除だが表示している）

食品添加物の定義・種類



食品添加物の定義

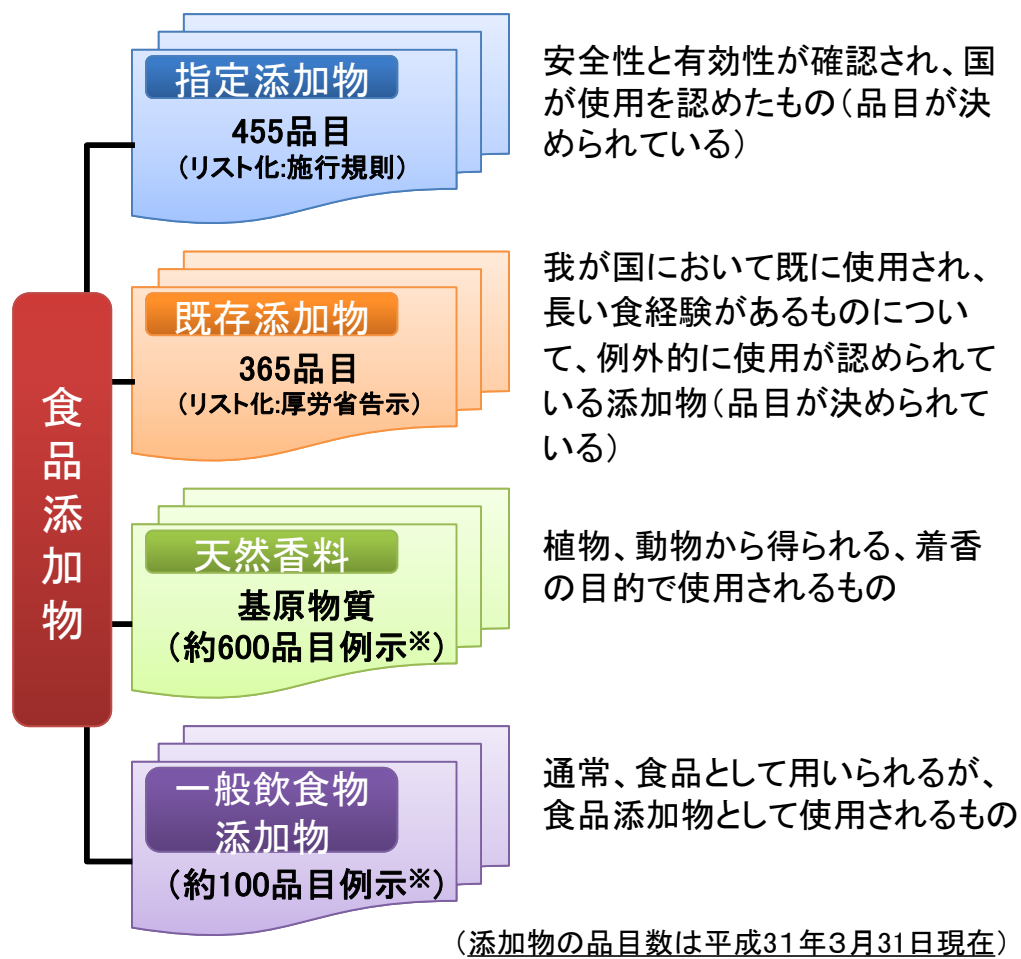
〔食品衛生法

（昭和22年法律第233号）第4条〕

添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物（第2項）



食品添加物の種類



※ 消費者庁次長通知「食品表示基準について（以下「次長通知」という。）」（平成27年3月30日消食表第139号）別添 添加物2-2及び2-3

食品添加物表示制度の拡大の推移(概要)

制度策定当初の表示対象は化学的合成品に限られていたが、昭和63年の制度改正により、食品の内容を理解し、選択するための情報として、使用した全ての添加物を表示対象とし、現行の食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に引き継がれている。

表示対象添加物

溶性サッカリン、
ヅルチン、
タール色素、
合成保存料

人工甘味料、
合成着色料、
合成保存料、
合成殺菌料、
合成糊料

人工甘味料、
合成着色料、
合成保存料、
合成殺菌料、
合成糊料、
漂白剤、
酸化防止剤、
発色剤

人工甘味料、
合成着色料、
合成保存料、
合成殺菌料、
合成糊料、
漂白剤、
酸化防止剤、
発色剤、
グルコン酸亜鉛等

化学的合成品
たる添加物及
びこれと同一
で化学的合成
によらない製
造方法の添加
物

全ての添加物

**対象添加物の
大幅な拡大**

**対象添加物の
大幅な拡大**

表示対象食品

上段の添加物を
含むかん詰、び
ん詰、たる詰の
食品

上段の添加物を
含むかん詰、び
ん詰、たる詰、
つぼ詰の食品、
清涼飲料水、
酒精飲料

**対象食品の
大幅な拡大**

上段の添加物
を含む食品

**表示方法の
改正**

上段の添加物を
含む食品

上段の添加物
を含む食品

上段の添加物
を含む食品

対象の添加物
を含む旨を表示

対象の添加物の名称又は人工甘味
料等を含む旨を表示

対象の添加物の名
称及び人工甘味料
等を含む旨を表示
(グルコン酸亜鉛等
は名称のみ)

原則、物質名で表示
(簡略名等使用可能)
甘味料等は物質名と用途名の併記
乳化剤等は一括名表示が可能

制度改正時期
昭和23年

昭和36年

昭和44年

昭和58年

昭和63年

平成元年

消費者庁 食品添加物表示制度に関する検討会(第1回) 資料より抜粋

添加物表示制度の経緯

1. 食品表示制度は昭和23年に策定され、表示対象は一部の化学的合成品に限定され、品目が増やされてきた。昭和63年の制度改正により、使用した添加物を表示対象とする現行制度となった。
2. 平成に入り、食品の表示に関する共同会議、食品一元化検討会等で検討はされたが、改正には至らなかった。
3. この間、一部の消費者から改正を望む声があった
 - ① 一括名表示
 - ・ 一括名で書かれると物質名がわからない
 - ・ 日本では14種類もあるが、国際的には？
 - ・ 用途名と物質名の両方を表示してほしい
 - ② 無添加に関する表示
 - ・ 無添加や〇〇不使用の表示は消費者の誤認を招く
 - ③ その他（表示免除の栄養強化剤の取り扱い等）

食品添加物に関する諸外国の表示制度（概要）

調査目的：
食品添加物表示の在り方の検討に資する基礎資料を収集、整理するため、食品表示一元化検討会資料である、中間論点整理についての意見募集に寄せられた意見も参考に、海外の食品添加物表示制度について把握すること。

	日本	コーデックス	米国	カナダ	豪州	中国	仏国
表示順	原材料と区分して重量順	重量順	重量順	原材料の後ろに任意の順	重量順	原材料と区分して重量順	重量順
表示方法	一般名 (物質名)	一般名 (具体名) 国際番号	一般名	一般名	一般名 (名称) コード番号	一般名 (具体名) INSコード	一般名 (物質名) E番号
用途名併記	8種類	25種類	5種類	確認できず	25種類	22種類	24種類
一括名対象	14種類	ガムベース、 着香料、加工デンプン	香料	香料、調味料、 ガムベース	香料	香料	デンプン、ガムベース
栄養強化の 目的で使用されるもの	表示免除(一部の食品を除く)	添加物ではない	規定から削除	添加物ではない	添加物ではない	添加物ではない	添加物ではない
加工助剤	表示免除	表示免除	表示免除	表示が必要 (添加物ではない)	表示免除(添加物ではない)	表示免除	表示免除
キャリーオーバー	表示免除	表示免除	表示免除	表示免除(条件付き)	記載なし	表示免除(条件付き)	表示免除

食品添加物表示に関する消費者意向調査の概要

調査目的:

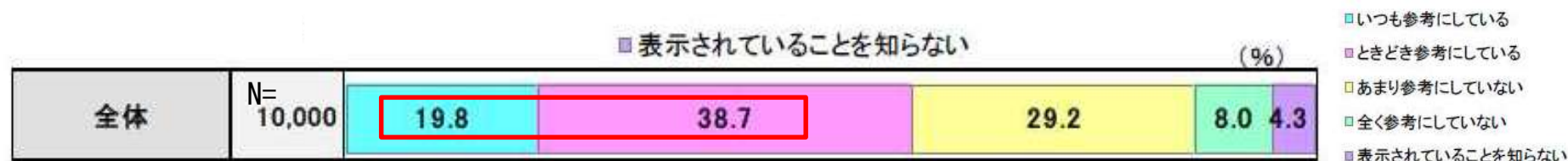
消費者の添加物表示の理解・活用状況、認知度等を把握するため、ウェブでアンケート調査を実施。

調査期間及び委託先等:

平成30年1月26日から平成30年2月9日までを調査期間とし、株式会社オノフに委託、回答者は10,000名(男性:4,854名、女性:5,146名)

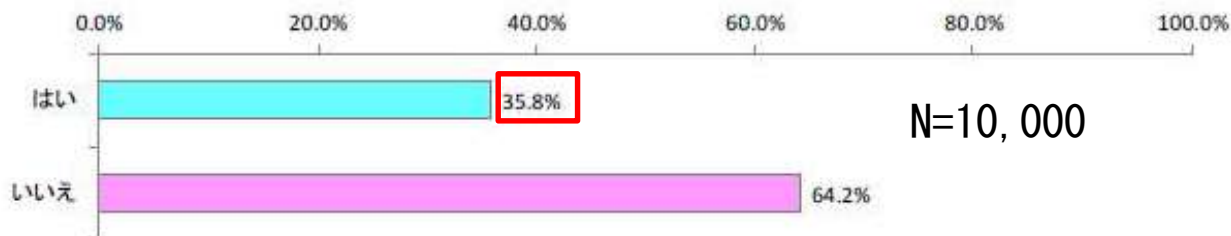
Q 1. あなたが食品を購入する際、「添加物」の表示を商品選択のためにどの程度参考にしていますか。(ひとつだけ)

- ・食品購入時に「添加物」の表示を「ときどき参考にしている」が38.7%と最も多く、「いつも参考にしている」と合わせると58.5%。



Q 2. あなたは、「食品添加物」は、安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験のあるものとして国に認められたものが、食品の加工又は保存の目的で使用されていることを知っていますか。(ひとつだけ)

- ・「食品添加物」は、安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験のあるものとして国に認められたものが使用されていることを知っていた者の割合は35.8%。



Q 3. あなたは、8つの用途に限り用途名と物質名を併せて表示する現在の制度についてどのように思いますか。（ひとつだけ）

- ☐ 8つの用途に限らず、全ての食品添加物について用途名を表示した方が分かりやすい
- ☐ 全ての食品添加物の用途名を表示する必要はないが、8つから数を増やした方が分かりやすい
- ☐ 現状のままでよい
- ☐ 特に気にしていない
- ☐ その他

・ 現行の用途名併記の規定の拡充を求める者の割合は約3割。



Q 4. 下記はお菓子の表示例です。あなたは菓子Aの表示と菓子Bの表示は、どちらが分かりやすく、見やすいと思いますか。（ひとつだけ）

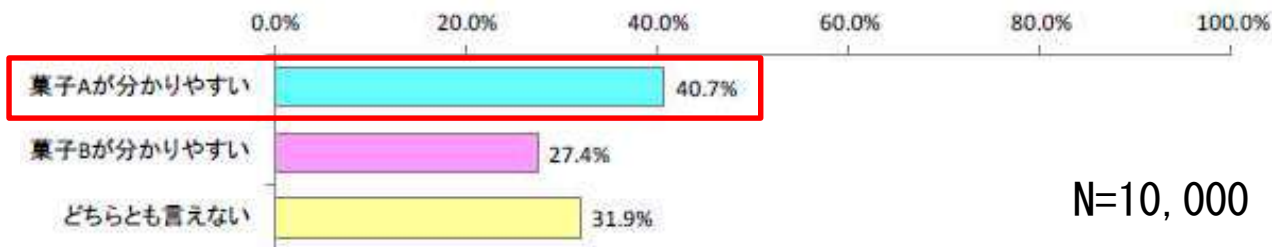
一括名で表示した場合 菓子A

名 称	豆菓子
原材料名	落花生（国産）、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（小麦・大豆を含む）、食塩、砂糖、香辛料
添加物	<u>調味料（アミノ酸等）</u> 、着色料（カラメル、紅麴、カロチノイド）
内 容 量	50g
消費期限	欄外下部に記載
保存方法	高温多湿をさけて保存してください。
販 売 者	△△△株式会社 〒000 0000 △△県△△市△△ 製造所固有記号は欄外下部に別記

用途名と物質名で表示した場合 菓子B

名 称	豆菓子
原材料名	落花生（国産）、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（小麦・大豆を含む）、食塩、砂糖、香辛料
添加物	<u>調味料（L-アスパラギン酸ナトリウム、L-トリプトファン、L-グルタミン酸ナトリウム、グルタミンバリングリシン、ベタイン）</u> 、着色料（カラメル、紅麴、カロチノイド）
内 容 量	50g
消費期限	欄外下部に記載
保存方法	高温多湿をさけて保存してください。
販 売 者	△△△株式会社 〒000 0000 △△県△△市△△ 製造所固有記号は欄外下部に別記

・ 表示の見やすさについて「菓子Aが分かりやすい」が40.7%と最も多かった。



N=10, 000

食品添加物表示制度が検討された理由

食品表示一元化検討会の積み残し課題として、「今後の検討課題」の1つとされていた

食品表示法の概要

平成25年6月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、
食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。
(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定
消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示
消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与
効果的・効率的な法執行

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

○ 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定

- 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

○ 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

○ 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者等に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示

○ 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令

○ 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令

○ 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条～10条)

○ 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

○ 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置

○ 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

○ 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任

○ 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則 (17条～23条)

○ 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

○ 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行

○ 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

○ 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施

→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始

○ 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

消費者基本計画

食品添加物表示など「順次実態を踏まえた検討を行う」

消費者基本計画等

1. 消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定 抜粋）

（3）食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

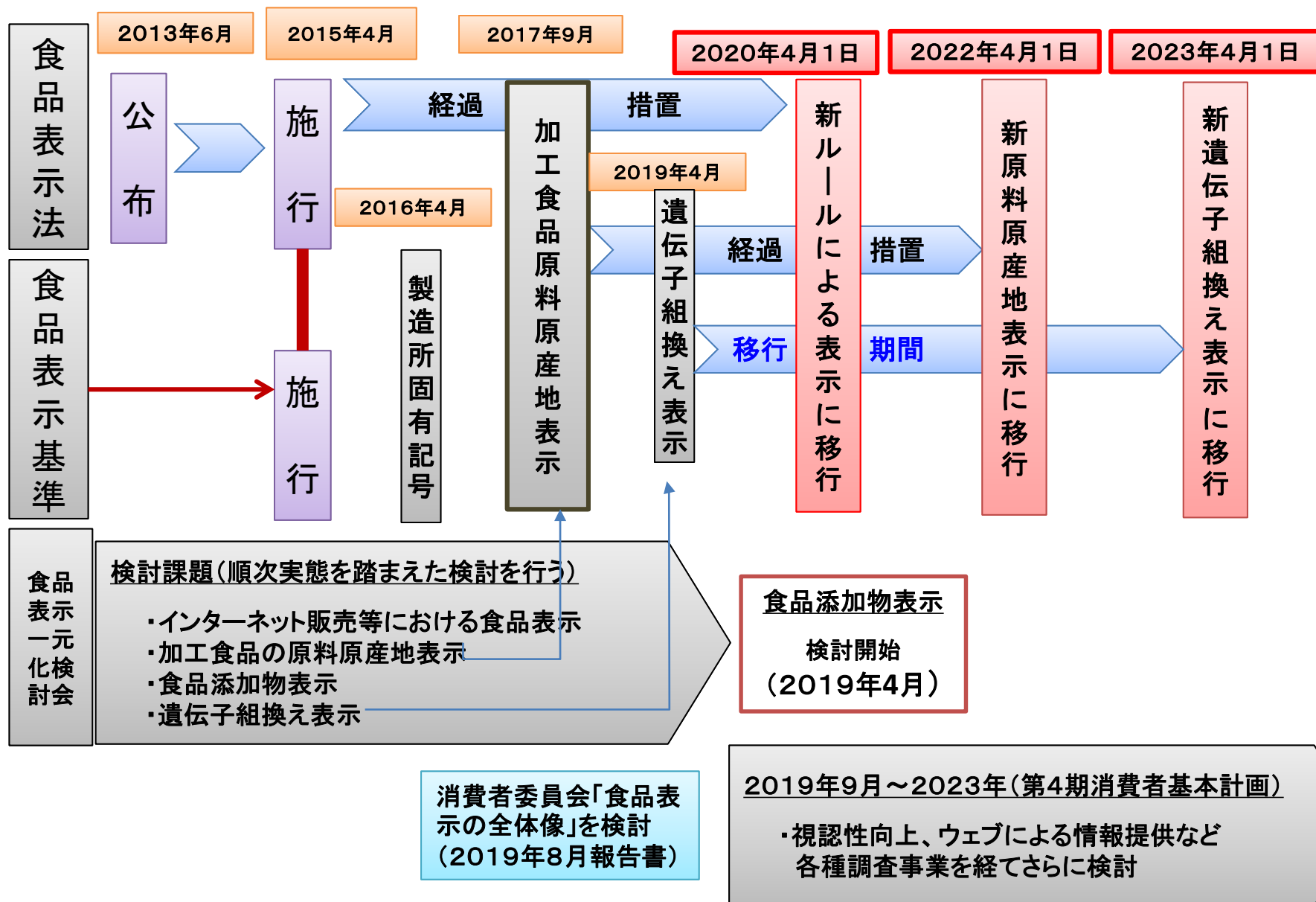
平成25年6月、従来の食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に規定されていた食品の表示に関する規定を一元化する食品表示法が成立し、平成27年4月より施行することとしている。

同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。

2. 食品表示法案に対する附帯決議（衆・参 消特委 平成25年5月28日、参議院 平成25年6月28日 抜粋）

食品表示基準の策定に当たっては、消費者の表示利活用の実態、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえること。

食品表示法施行後、個別事項が検討されてきた



義務表示事項の増加に伴い、消費者委員会で インターネットの表示も含めた検討開始

(参考) 加工食品の原料原産地表示制度にかかる答申書
(平成29年8月10日付け) における付帯意見 (抜粋)

1. 義務表示の増加に伴い、製品上に表示する文字がかなり多くなっている。加工食品の原料原産地表示も含めて、今後、義務化される表示が増えれば、状況は更に深刻化し、消費者が安全性に係わる表示を見落としてしまう要因にもなりかねない。

現在の食品表示は製品上への表示が対象であるが、インターネットでの表示を表示制度の枠組みに組み入れて活用する方策検討も含めて、今後、表示の在り方や食品表示間の優先順位について総合的に検討すべきである。

「食品表示の全体像に関する報告書」の概要

令和元年8月
消費者委員会事務局

背景

- 義務表示の内容増加に伴い、製品上に表示する文字が多くなっている。
- 今後、義務化される表示が増えれば、状況は更に深刻化し、消費者が安全性に関わる表示を見落とす可能性もある。

目的

- 食品表示を取り巻く現状等について整理しつつ、消費者のニーズにも十分留意した上で、食品表示の全体像について以下の点を中心に検討。
 - ①表示事項間の優先順位
 - ②インターネットを活用した表示の可能性を含む、ウェブ上における情報提供と従来の容器包装上の表示との組合せ

より良い食品表示に向けて(課題)

- 安全性、自主的・合理的な選択の機会の確保のための義務表示(一括表示)だが、「平成29年度食品表示に関する消費者意向調査」(消費者庁)の結果によれば、一括表示を「確認していない」という人が一定数存在し、消費者に十分活用されていない項目も存在する。
- 同調査の結果によれば、一括表示に関しては、そのデザイン、フォント、文字サイズ等や情報量に起因する見づらさへの不満を持つ人が35～75%の幅で存在する。
- 一方で、食品を選択するために更なる情報を求める等、食品表示のより一層の充実も求められている。

活用される食品表示とするための考え方(結論)

- 一括表示部分の「分かりやすさ」について、科学的根拠に基づく客観的定義が定まっておらず、改善すべき要素も明確ではなく、消費者の意向に関してもエビデンスが不十分である。
- 表示事項は、状況や必要とする消費者の態様によって重要性がその都度変わること等から、全ての消費者にとっての重要性は一致しない。優先順位により表示事項を容器と容器以外とに仕分けることには現時点では慎重であるべきである。
- ウェブによる食品表示に関しては、整理すべき課題が多く、引き続き検討を行うべきである。

分かりやすく活用される食品表示とするために(提言)

- 「分かりやすさ」の定義を明確にするために、また、消費者のより詳細な利活用の実態や問題点等を把握するために、表示可能面積に対する一括表示面積の割合や、一括表示のデザイン、フォント、文字サイズ等の情報量の把握等の科学的アプローチに基づく調査が必要。
- ウェブによる食品表示を検討するために、優良事例等の現状を把握する調査が必要。

本日の話

1. 食品添加物表示の現状の整理
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 今後の方向

食品添加物表示制度に関する検討会

食品添加物表示制度に関する検討会 委員名簿

消費者庁のもとで
2019年4月18日開始
2020年2月27日
(第9回)で終了



	ありた よしこ 有田 芳子	主婦連合会 会長
	いなみ しげゆき 稲見 成之	東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長
	うえだ よういち 上田 要一	一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事
	うらごう ゆき 浦郷 由季	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事兼事務局長
	おおくま しげる 大熊 茂	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事業部教育研修課 調査役
	さかた みよこ 坂田 美陽子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表
	さとう きょうこ 佐藤 恭子	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長
	たけいし とおる 武石 徹	一般財団法人 食品産業センター 企画調査部 部長
○	なかがき よしろう 中垣 俊郎	京都府立医科大学 大学院医学研究科 医療レギュラトリーサイエンス学 教授
◎	にしじま もとひろ 西島 基弘	実践女子大学 名誉教授
	もりた まき 森田 満樹	消費生活コンサルタント

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略)

検討会の論点とスケジュール

【論点】

- 論点1 一括名表示、物質名、類別名表示の在り方
- 論点2 用途名表示の在り方
- 論点3 「無添加」「不使用」表示の在り方
- 論点4 栄養強化目的で使用了食品添加物の表示
- 論点5 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について

- 第1回 (2019年4月18日) 食品添加物表示制度をめぐる事情、問題提起
- 第2回 (2019年5月30日) 消費者ヒアリング (5団体)
- 第3回 (2019年6月27日) 事業者ヒアリング (2団体・3社)
- 第4回 (2019年8月29日) 検討に当たっての論点整理と論点1・2
- 第5回 (2019年9月20日) 表示方法の考え方 (論点3)
- 第6回 (2019年11月1日) 表示方法の考え方 (論点1～3)
- 第7回 (2019年12月19日) 表示方法の考え方 (論点4・5)
- 第8回 (2020年1月27日) 検討会報告書 骨子(案)について
- 第9回 (2020年2月27日) 検討会報告書(案)について取りまとめ

食品添加物表示制度に関する検討会（第2回） 消費者団体ヒアリング

ヒアリング団体5団体

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 藤田氏

食のコミュニケーション円卓会議 市川氏

食品表示を考える市民ネットワーク 神山氏

日本生活協同組合連合会 二村氏

一般財団法人消費科学センター 犬伏氏

意見は様々

「一括表記名をなくして物質名表示をして」

「現在の表示制度のままでよい」

「物質名表記はわかりにくい」等々

共通した意見は

「無添加」「不使用」表示は規制すべき



食品添加物表示制度に関する検討会（第3回） 事業者団体ヒアリング

ヒアリング団体5団体

日本うま味調味料協会 荻原氏

山崎製パン株式会社 松長氏

三菱商事ライフサイエンス株式会社 高松氏

株式会社サンベルクスホールディングス 鈴木氏

日本ハム株式会社 岩間氏

意見は概ね一致

「現在の表示制度のままでよい」

「消費者からの添加物の問い合わせは
極めて少ない」

共通した意見は

「無添加」「不使用」表示は規制すべき



食品添加物の表示をとりまく状況

食品表示法の基本理念(第3条)

自主的かつ
合理的な選択

必要な情報が
提供されることが
消費者の権利

小規模事業者の事業
活動に及ぼす影響

事業者間の公正
な競争の確保

食品の生産、取引又は消費の
現況及び将来の見通し

検討会における意見

使用目的が
知りたい

表示されること
による安心感

高齢化
(文字の大きさ)

実行可能性
事業者負担

知る権利

見やすさ
分かりやすさ
バランス

表示可能面積

物質名で
表示すべき

物質名で表示され
ても分からない

個食化
(容器包装が
小さくなる)

現状維持

消費者ニーズ
の多様性

普及啓発

国際整合性

消費者委員会食品表示部会

表示事項間の
優先順位

表示の全体像

ウェブの活用

検討会における方向性取りまとめ

検討会では、第2・3回にヒアリング、2017年度に行った各種調査の結果も踏まえて議論を行い、以下の方向性を取りまとめた

論点	結論
論点1・2 一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示の在り方	制度変更は現時点では困難であり、表示制度は現状維持とすることが適当
論点3 「無添加」「不使用」表示の在り方	ガイドラインを策定することが適当、人工・合成の用語を食品表示基準から削除する
論点4 栄養強化目的で使用了食品添加物の表示	免除規定を見直し、表示させる方向で検討することが適当だが、さらなる調査・議論が必要
論点5 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育	行政、消費者団体、事業者団体等が連携し、世代に応じたアプローチを行う

論点1・2 一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示の在り方

【現状】現行制度は、これまで30年以上用いられてきたことから、消費者にとってなじみがあり、一定の役割を果たしてきた。一方、一括名表示、簡略名・類別名の表示は、使用した個々の添加物が分からない場合があり、添加物の用途が分からない場合もある。

【結論】検討会では、国際基準などに照らし合わせて、現在の表示制度を見直しを検討したが、現時点では困難であり、表示制度は現状維持とすることが適当であるとした。

【情報提供】使用した個々の添加物やその使用目的を知りたいという消費者のニーズもあることから、問い合わせ対応や、ウェブを活用した情報提供に努めることが望ましいとした。

論点3 「無添加」、「不使用」の表示の在り方

【意見】「無添加」等の表示は添加物に対する誤解の原因となるため、不要であり、現行制度の見直しが必要。

【結論】食品表示基準第9条の表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを策定することが適当と考える。

また、ガイドラインの策定等を通じて、事業者による既存の公正競争規約の改正、業界の新たな公正競争規約の策定が促されることによって、誤認を生じさせるおそれのある「無添加」等の表示が淘汰されることが期待され、ひいては、消費者の添加物に対する意識向上につながることも期待される。

食品表示基準にある「合成保存料」、「人工甘味料」等、「人工」及び「合成」の規定については、削除することが適当である。

論点4 栄養強化目的で使用した食品添加物の表示

【現状】表示免除されている食品と、かつてJAS法の規定から表示義務がある食品もあり、消費者には分かりにくく、国際整合性からみても問題がある。

【結論】原則全ての加工食品に栄養強化目的で使用した食品添加物を表示させる方向で検討することが適当である。

ただし、検討に当たっては、現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響について実態調査を実施するとともに、表示の事項間の優先順位、表示可能面積の問題等に関する消費者委員会食品表示部会における「表示の全体像」に関する議論も踏まえ、最終的な結論を得ることが適当である。

論点5 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について

行政、消費者団体、事業者団体等それぞれは、表示制度を含む食品添加物に関する普及、啓発を実施しているが、より効果的、効率的に実施をしていくために、行政、消費者団体、事業者団体等がそれぞれの強みを生かして連携し、対象とする世代に応じたアプローチを行うことが適当と考える。

特に、消費者庁は、各府省庁と連携し、例えば、食育を通じた取組、学生のみならず学生に教える立場の栄養教諭や栄養士等の専門職を対象とした取組の実施に努めることが望まれる。

報告書(案) 5. おわりに

なお、本検討会では、食品添加物の表示について理解を進めるために、食品添加物そのものに関しても普及、啓発を進めていくことについて一つの問題提起がなされた。平成29年度実施の消費者意向調査結果から食品添加物そのものについて消費者の理解が得られていない実態が認められており、委員からはその原因の一つとして、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）第3（2）③の二の「有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないこと。」が挙げられ、普及啓発に関連して、当該告示について改正を求める意見が多く委員から挙げられた。

文部科学省の学校給食衛生管理基準の文言について、改正を求める意見が挙げられた

本日の話

1. 食品添加物表示の現状の整理
2. 食品添加物表示制度に関する検討会
3. 今後の方向

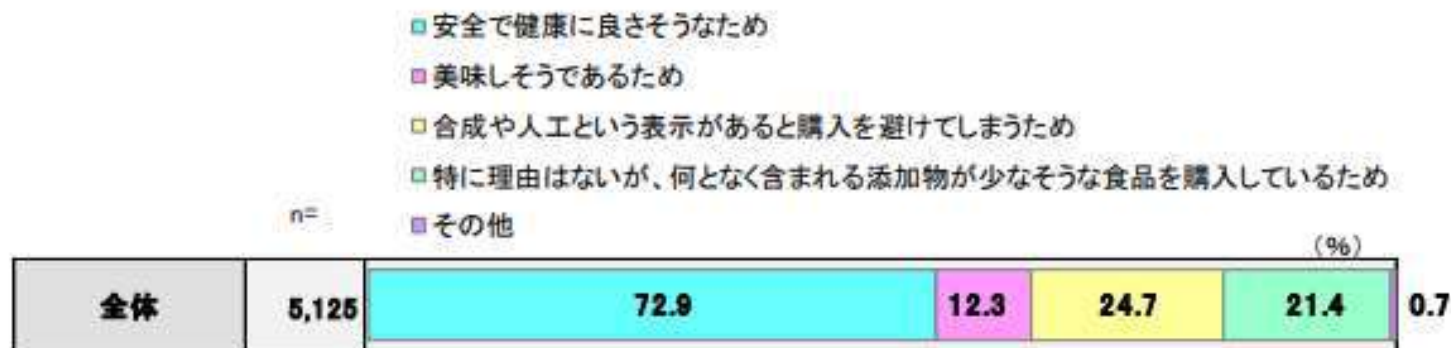
検討会を踏まえた今後の方向

- 検討会の一番のポイントは、論点 3 の無添加表示の見直し
- 現在、パッケージの表面などに任意に表示されている「無添加」「不使用」の表示が消費者の誤認を招く可能性があることから、9 条の表示の禁止事項に当たるかどうかのメルクマールとなるガイドラインを策定することになった
- 論点 4 は当面は調査などを行い、結論は消費者委員会に持ち越された

なぜ、無添加・不使用表示を参考にするの？

Q69. (購入時の商品選択の際、「無添加」等の「表示がある食品を購入している」という方にお伺いします)
あなたが「〇〇を使用していない」、「無添加」の表示がある食品を購入する理由をお教えてください。(いくつでも)

- ✓ 商品選択時に表示がある商品を購入している者の理由としては、「安全で健康に良さそうのため」が72.9%と最も多く、男女を問わず全ての世代で同様であった。



消費者庁 平成29年度食品表示に関する消費者意向調査報告書より
(N=10,000のインターネット調査)

「安全で健康に良さそう」72.9%

無添加・不使用表示の問題点

1. 消費者の「優良誤認」を招く

- (1) 一般的に添加物が使われない食品に「無添加」と表示
(例) 冷凍食品に保存料無添加
- (2) 加工助剤等の添加物を使用しているも「無添加」と表示
(例) ポテトチップスに無添加
- (3) 「〇〇無添加」だが、他の添加物を使用
(例) 保存料不使用だが、日持ち向上の添加物を使用
- (4) 「〇〇無添加」だが、他の代替原材料を使用
(例) パンのイーストフード・乳化剤不使用問題
- (5) 化学調味料、殺菌剤不使用など、定義がない用語の氾濫
- (6) でかでかと「無添加」表示

2. 消費者の「食の安全の誤解」を招く

無添加・不使用表示の氾濫により、添加物が科学的根拠に基づき使用が認められていることの理解が阻まれる

2019年3月

山崎製パンが同社ウェブサイトで意見表明

商品に関するお問い合わせ > ENGLISH >

商品情報 | レシピ | 知る・楽しむ | 社会・環境 | 企業情報 | 決算・IR情報 | 採用情報

HOME | 「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示について

「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示について

最近、製パン業界において「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示のある食パン、菓子パンが少なからず販売されています。

当社のお客様相談室へも、他社が行っている「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示に関するお問い合わせが増えておりますので、当社中央研究所において、こうした「不使用」強調表示のある市販の食パンや菓子パンについて、商品中のイーストフードの代替成分の分析、また油脂成分を抽出し、その油脂成分の中にある乳化剤成分の分析等を実施し、科学的な見地からこの強調表示の適正性と科学的根拠について精査いたしました。

一社)日本パン工業会「イーストフード、乳化剤不使用」等の強調表示の自粛(2019年6月)につながったことをヒアリング時に紹介

無添加・不使用表示をめぐって



(一部の消費者)
食品添加物の安全性が気になるので、無添加、不使用表示のある食品を選びたい。



(一部の事業者)
消費者のニーズに応えた食品を提供したい。無添加表示はその一つ。

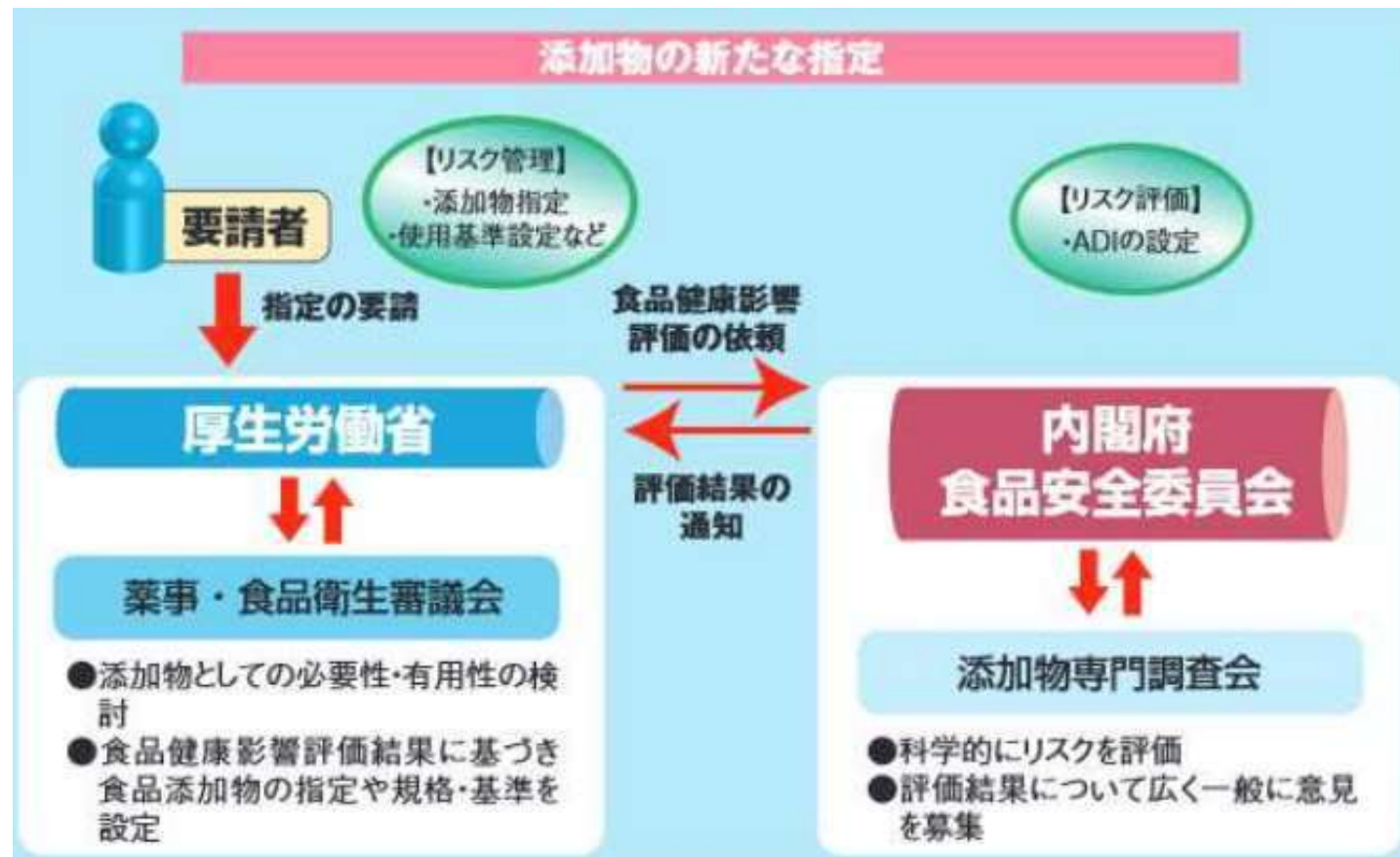


【森田の意見】

- * 無添加・不使用表示の拡大は、消費者の優良誤認、食の安全の誤解を広げ、消費者、事業者の首を絞めることになる
- * 無添加・不使用表示のルールを見直すべき

食品添加物の安全性

新たな食品添加物が販売等される前に、人の健康に悪影響を生じないかどうか、食品安全委員会による評価結果を受けて、厚生労働省は食品ごとに使用できる量等（使用基準等）を設定する



「天然、自然のものは安全」「化学合成された添加物は危険」は??

- そもそも天然か人工かで、食品の安全性は比べられません。
- 添加物は安全性が確認されたものだけが使われており、管理されていない天然の食品よりもリスクは低いといえます。
- 食品添加物には、自然の食べ物にもともと入っていた物質と同じものを製造したものも多くあります。



「合成」「人工」「化学」の用語

報告書(案)(抜粋)より

検討会では、食品表示基準にある「合成保存料」、「人工甘味料」等、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物表示の規定については、添加物の表示が全面化された平成元年当時の食品衛生法における添加物表示の整理との矛盾、消費者の誤認防止の観点から、委員の総意として削除することが適当であるとされた。

なお、「化学調味料」のような法令上にない用語の使用による消費者の添加物に対する理解に影響を与えると指摘された表示については、ガイドラインの検討段階において、事業者がその用語について広告等を含め表示することがないような検討も併せて行うことが望ましい。

別表第6（第3条関係）：用途名表示が必要な添加物

甘味料	甘味料，人工甘味料又は合成甘味料
着色料	着色料又は合成着色料
保存料	保存料又は合成保存料
増粘剤，安定剤，ゲル化剤又は糊料	主として増粘の目的で使用される場合にあつては，増粘剤又は糊料 主として安定の目的で使用される場合にあつては，安定剤又は糊料 主としてゲル化の目的で使用される場合にあつては，ゲル化剤又は糊料
酸化防止剤	酸化防止剤
発色剤	発色剤
漂白剤	漂白剤
防かび剤又は防ばい剤	防かび剤又は防ばい剤

消費者を誤認させるようなこれらの用語を使用しないよう、
ガイドライン作りで検討

無添加・不使用表示の問題点

食品添加物の無添加や不使用の表示は、それを使用しないことが優良であるような誤認を消費者に与え、場合によっては国が定めた安全性確保を軽視する可能性もあり、それを強調するような表示は不適切。



現行制度の見直し
ガイドラインの策定となった

第6回検討会(下記資料)で、禁止、ガイドライン、現状維持から、ガイドラインが適当とされた

「無添加」、「不使用」の表示の在り方について（取り得る手段（案））

分類	取り得る手段（案）	留意事項
規制 （罰則による担保）	食品表示基準 第9条 表示禁止事項とする	- 監視指導の実行可能性（食品が本来含む成分と添加したものとを見分けられるか。全ての食品添加物に対応できるのか。） - 食品添加物を使用しない事業者もいる中で、事実であることを表示させないことの妥当性。
	食品表示基準 第7条 任意表示とする	
通知	ガイドラインの策定	「無添加」等の表示の在り方について指針を提示。 - 食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールになる。 - 既存の公正競争規約の改正、業界の新たな公正競争規約の策定につながる。
	Q & Aの見直し・追加	「無添加」等の表示の在り方について運用解釈を提示。 - 指導の目安となる。
現状維持	既存Q & Aの再周知、補足説明	- 一部の消費者が誤認している現状に何もしないのか。 - 添加物の表示だけでなく、添加物そのものの消費者理解が進められるのか。 - 既存のQ & Aを再周知することで解決するのか。

無添加・不使用表示・消費者を誤認させるケースは？

検討会で「消費者を誤認させる」とされたのは…

- ① 「合成」「人工」「化学」を冠した用語
- ② 単なる「無添加」表示のように、対象が明確にされていない
- ③ 一般的に食品添加物が使用されない食品での強調表示
- ④ 「無添加」「不使用」と表示しながら、同じ機能の代替物の食品添加物、原材料を用いている場合。
- ⑤ 製造工程などで加工助剤、キャリアオーバーなどで表示免除の食品添加物を用いている場合
- ⑥ 商品名などよりも大きく「無添加」と表示する場合

報告書では、「しかしながら、『無添加』等の表示を一律に禁止することは、実際に添加物を使用せずに食品を製造する事業者が存在するであろうことを考えると妥当ではないと考えられる」とされた

→一律に禁止するわけではない

今後の方向

9条の表示の禁止事項に当たるかどうかのメルクマールとなるガイドラインを策定



- 消費者庁は、まずは食品表示基準にある「人工」及び「合成」の規定を削除する改正のための手続きを行う
(消費者委員会食品表示部会で議論)
- 消費者庁は、無添加・不使用表示に関するガイドライン策定について、2020年度に具体的に検討を行う